

令和 8 年度
第 1 回 知立市都市計画審議会

議 事 録

(1) 会議の日時及び場所

開催日時 令和8年7月2日(月)
9時57分～10時58分
開催場所 知立市役所C会議室

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

委員数 10名
出席者 8名
欠席者 2名

	氏名	出席	欠席
委員	永田 起也	○	
委員	柴田 高伸		○
委員	石原 國彦	○	
委員	新美 文二	○	
委員	近藤 喜代治	○	
委員	隅田 薫	○	
委員	石川 明子	○	
委員	栗田 雅貴	○	
委員	服部 大介		○
委員	橋本 ちづよ	○	

(3) 傍聴人 0名

(4) 出席市職員の職氏名

市	長	石川 智子
都市整備部長		天谷 路彦
都市整備部都市計画課長		石原 英泰
都市計画課長補佐兼都市企画係長		岩元 準
都市計画課都市企画係主査		間宮 育美
都市整備部都市開発課長		石原 英泰
都市開発課長補佐兼市街地整備係長		川合 康生
都市開発課市街地整備係主査		下平 将一

(5) 会議に付した議題及び配布資料

- (議案第1号) 西三河都市計画 上重原地区ほか住居系地区計画の変更(知立市決定)
(議案第2号) 西三河都市計画 知立駅周辺地区計画の変更(知立市決定)
(議案第3号) 西三河都市計画 八橋山田谷地区計画の決定(知立市決定)

「議事の概要及び経過」

【事務局】

本日はお忙しい中、令和8年度第1回知立市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会・進行を務めさせていただきます、都市計画課の柴田です。よろしくお願いします。柴田委員と服部委員より事前にご欠席のご連絡をいただいております。皆様お揃いになりましたので、定刻より早いですが、始めさせていただきます。

本日の出席委員は8名です。知立市都市計画審議会設置条例第7条第3項の規定による定数に達していますので、ただ今より、知立市都市計画審議会を開催させていただきます。

はじめに、知立市長の石川よりご挨拶を申し上げます。

【市長】

皆さま、おはようございます。本日は、ご多用の中、令和8年度第1回知立市都市計画審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。また日頃より市政各般にわたり、とりわけ本市の都市計画行政の円滑な推進にあたり、格別のご理解・ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日、皆さまにご審議いただく議題は、「上重原地区ほか住居系計画の変更」「知立駅周辺地区計画の変更」「八橋山田谷地区計画の新設」の3議案でございます。

「上重原地区ほか住居系計画の変更」は時代経過とともに変化した市民のニーズに寄り添うための見直しでございます。次に、「知立駅周辺地区計画の変更」につきましては、まちのにぎわいづくりの推進を目的としております。最後に、「八橋山田谷地区計画の新設」は当市の都市計画にて居住促進地区と位置づけられているエリアにおいて良好な住宅の立地誘導を図るためのものでございます。

これらの案件につきまして、慎重なるご審議およびご意見を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、本市の都市計画行政の円滑な推進に向け、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

【事務局】

本日はどうぞよろしくお願いいたします。市長は、ここで退席させていただきます。

それでは、事前に送付させていただいております本日の配布資料の確認をさせていただきます。なお、委員の一部変更がございましたので、名簿と配席図の差し替え用がお席に置いてありますのでよろしくお願いします。

－配布資料の確認－

本日お集まりの委員の皆様のご紹介につきましては、お配りいたしました名簿をもって代えさせていただきます。

それでは次に、知立市都市計画審議会設置条例第7条第2項の規定により「議長は会長が務めること」となっておりますが、まだ会長が決まっておりませんので、仮議長が必要となります。差し支えなければ、事務局から指名させていただいてよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【事務局】

それでは、石原委員に仮議長をお願いしたいと思います。
石原委員、仮議長席へお願いいたします。

【石原委員（仮議長）】

事務局より指名がありましたので、会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
それでは、会長の選任について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

お手元にある資料の「知立市都市計画審議会設置条例と運営要綱」をご覧ください。
設置条例の第4条に「審議会に会長を置き、会長は、学識経験を有する者につき任命された委員のうちから委員の互選により定める。」と規定されています。また、運営要綱の第2条第1項に「会長の選挙は、任期中における最初の審議会で行う。」と規定されており、本日の審議会が任期中における最初の審議会となりますので、会長の選任が必要となります。
また、第2条第4項に「審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる。」と規定されております。
これで、会長の選任についての説明は以上となります。

【石原委員（仮議長）】

事務局の説明が終わりました。どのように会長を選出したらよろしいでしょうか。どなたか意見をお願いします。

【永田委員】

はい。

【石原委員（仮議長）】

永田委員どうぞ。

【永田委員】

「推薦による選出」が良いと思います。

【石原委員（仮議長）】

「推薦による選出」とのご意見がでましたが、異議のある方はいませんか。

【委員】

異議なし。

【石原委員（仮議長）】

「異議なし」とのご意見をいただきました。それでは、どなたか適任者を推進していただきました

いと思いますが、いかがでしょうか。

【永田委員】

はい。

【石原委員（仮議長）】

永田委員どうぞ。

【永田委員】

前期会長の隅田委員を推薦します。

【石原委員（仮議長）】

ただいま隅田委員を会長に推薦するのご意見が挙がりましたが、これに異議のある方はいませんか。

【委員】

異議なし。

【石原委員（仮議長）】

異議なしというご発言がありましたので、隅田委員に会長をお願いしたいと思います。会長が決まりましたので、以降につきましては隅田会長に議長をお願いします。ご協力ありがとうございます。

【事務局】

石原委員ありがとうございました。

それでは、隅田会長、議長席へご移動をお願いします。隅田会長よりご挨拶をいただいた後、以降の議事進行を会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【隅田委員（会長）】

会長に就任することになりました隅田です。皆様のご協力を得て、審議会を円滑に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、知立市都市計画審議会設置条例第4条第3項に「会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。」ことになっています。職務代理は新美委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、運営要綱第6条第1項の規定により議事録署名者を石原委員と橋本委員をお願いします。それでは、これより次第の「議事」に入ります。

議案第1号「西三河都市計画 上重原地区ほか住居系地区計画の変更」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

はい。知立市都市計画課の間宮です。本日の議案内容についてご説明させていただきます。着座にて失礼します。

それでは、議案「第1号西三河都市計画 上重原地区ほか住居系地区計画の変更」についてご説明します。

まず、今回の議案で対象となる、住居系の地区計画の各地区ですが、本市には全部で5地区ございます。上重原地区計画、山地区計画、八橋地区計画、八橋まとは地区計画、八橋東部地区計画以上、全5地区にて、それぞれ地区計画を設定しています。

そして、こちらの地区計画の変更は建築物等に関する事項である壁面の位置制限を緩和するものです。なぜ制限を緩和するのかについてご説明します。

知立市の住居系地区計画は策定より、知立市の良好な住宅地を維持する役割を果たしてきました。そして、時代とともに住民の所有する車も変化し、セダン型から1BOXやSUV車などの車高の高い車が主流となっています。そのため、カーポートの高さも設定が変わり、屋根の高さが2.5メートルを超える大きな規格の車庫等が増えています。

しかし、現在の規定では、地区内にこうした大型のカーポートを設置することが難しく、住民の生活実情と地区計画にズレが生じ始めています。そこで、こうしたライフスタイルの変化に柔軟に対応し、住み良いまちづくりを継続していくため、地区計画の制限を見直す必要性があります。

ここで、現在、規定されている制限内容をご説明します。5地区の共通する制限の一つとして、今、スライドに表示しているとおり「建築物の壁面の位置制限」という規定があります。建築物の壁面の位置は、黄色で示されている、道路境界から1m以内、および、隣地境界線から0.5m以内には建築物を設置してはいけないという規定です。

ただし、カーポートなどの物置や車庫等を制限区域に作る際は、除外規定を設けております。この除外規定を満たす要件は、3つです。物置や車庫等であること、オレンジ色で示されている、制限区域内の床面積が10㎡以下であること、設置するものの高さが2.5m以下であることです。

そこで、今回の変更では、赤字で示すとおり、外壁を有しないカーポート等であれば、高さ2.5mや面積要件を適用除外とし、大型カーポートも設置可能としています。

なお、今回の緩和にあたりましては、柱と屋根だけで構成されている、外壁を有しないものに限定しているため、地区全体の住環境への影響は軽微であると判断しております。

本件につきまして、5月7日から5月21日まで、都市計画変更の案の縦覧である17条縦覧を行いましたところ、縦覧者および意見書の提出はありませんでした。

これで、議案「第1号の西三河都市計画 上重原地区ほか住居系地区計画の変更」についての説明は以上となります。

【隅田委員（会長）】

事務局の説明が終わりました。何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いします。

【新美委員】

認識がなかったけど、今までカーポートの高さまで制限があったということですか。

【事務局】

今までありました。

【新美委員】

それから僕が住んでいるところには制限はありますか。

【事務局】

その地区には計画がないですから地区計画の制限はないです。ただ建築基準法の制限がございますし、道路の制限もございます。何か障害になっていけば引かかる可能性はあります。

【隅田会長】

この地区の用途地域は。

【事務局】

その場所ですか。主に第1種住居地域か第1種中高層住居専用地域、どちらも住居系のみになりますね。

【隅田会長】

旧市街地は地区計画の地域はないのか。

【事務局】

区画整理を実施してないので、地区計画を立てても、ルールを守れないエリアになります。道が狭いの、ルール守れるかって話になるものですから、やはり区画整理等をして綺麗な道路、広い道路、皆さんが住みやすい環境を作った後にこういうまちづくりルールを定めることによってより良い住みやすい街があるという目的で地区計画ができています。

【新美委員】

地区計画で制限をする。

【事務局】

そうですね。

【近藤委員】

はい、確認ですがこの今の規制変更の対象地っていうのは最初の説明のあった5地区ですか。

【事務局】

はい、5地区です。他の地区には住居系の地区計画が存在してないです。

【石原委員】

現在、事業中の蔵福寺の区画整理はおそらく住居系地区計画を持つてくると思うのですが、住居系の地区計画に蔵福寺が入っているのですか。

【事務局】

将来的には入ります。はい。今これから、土地区画整理事業を進めていくと、換地と言いまし
てそれぞれ皆さん土地を定めて道路を決めるのですがまだこれが定まってない状況で、地区計画
を立てられない状況です。

【石原委員】

そうした時に新しく住居が建つと思うのですが、今回説明いただいたカーポートの規制という
のが当てはまってくるのか、蔵福寺の区画整理で家を建てる前に決まるのか、そのタイミングは
どうなっているのですか。

【事務局】

実はこのタイミングでなぜ変更しているかという、蔵福寺を見据えているんです。これから
家を建ててカーポートを建てていくと、それが弊害になってきます。なので、今このタイミン
グで高さを外して、ワンボックスとか大きい SUV も入れるような計画にして今、全地区を変えてお
けば、蔵福寺も同じような 2.5 m の高さ制限はない地区計画は立てられると考えています。

【石原委員】

今のうちにやらなくてはいけないのはこの 5 地区なのですね。

【事務局】

はい、そうです。

【石原委員】

蔵福寺はこれからだから、やはり当然この規定を遵守してやりなさいということなのですね。

【事務局】

はい。この高さ制限はどう考えていますか。

【事務局】

この計画、他地区も研究させてもらいました。やはり壁がないっていうのも重要でして、壁が
あると道を歩いている方たちも圧迫感もありますし、中が見えないので開放的ではないという
ところで、屋根は確かに高いところにありますけども柱だけですので、特に高さの制限は必要ない
だろうと考えました。

【石原委員】

高さ制限は外しているかもしれないけど、壁は絶対作ってはいけないということですか。

【事務局】

壁を作る場合は高さを 2.5m に押さえ、さらにその区域の制限のあるエリアに対して 10 m² 未満

というのがありますので、小さい車高、道からだいぶ控えるなどという形になる。どちらかを選ぶような形です。

【石原委員】

建てる時に、制限をして建築許可を出していく。

【事務局】

そうです。地区計画の許可がないと建築できないです。

【石原委員】

先に家を建てておいて、後からカーポートがいりますとなったときは、建てる時の確認申請はいるのですか。

【事務局】

住居系の場合は10平米未満の場合は確認申請が不要となります。10平米未満の増築の場合は、確認申請の許認可は不要という形になるので、厳密に言うと、10平米以上のカーポートであれば、あの確認申請の協議は必要になってきます。

【近藤委員】

あの壁っていう話が先に出ましたけど。1面でもあれば壁なのでしょうか。

【事務局】

そうですね。壁になります。1面でも道路から1m以内とかのエリアに壁があれば。

【近藤委員】

透明だとかそういうのは関係なく。

【事務局】

そうです。

【新美委員】

市民は理解しているのか。

【隅田会長】

利用者がわかるようにパンフレットとかに書いてあるんですよね。

【事務局】

はい、そうです。第一種の用途制限に上乗せするイメージです。

【隅田会長】

他にご意見・ご質問はありませんか。なければ、質疑を終了し、これより採決に入ります。

議案第1号「西三河都市計画 上重原地区ほか住居系地区計画の変更」について、賛成の方は挙手をお願いします。

【各委員】

挙手（全員）

【隅田会長】

全員挙手により本議案は原案どおり「可決」とします。

つづきまして、議案第2号「西三河都市計画 知立駅周辺地区計画の変更」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第2号知立駅周辺地区計画の変更についてご説明します。こちらの変更は知立駅周辺地区計画の景観誘導地区内における建築物等の最低限度高を一部除外するものとなります。なぜ制限を緩和するのかについてご説明します。

名鉄知立駅周辺の駅周辺地区計画では、中心市街地として、街なか居住を促進し、多彩な都市機能が集約した「快適で活力と賑わいのあるまちづくり」を進めています。そして、現状の規定である建築物の高さ制限区域には、道路や公園等の都市計画施設や鉄道高架の一部が含まれており、都市計画施設や高架下空間の有効活用を図るため、除外規定を設ける必要があります。

ここでは、知立駅周辺地区計画の区域についてご説明します。本計画では区域内を、商業地区や住宅地区などの整備方針ごとに地区分けしています。この中で、赤枠に囲まれている知立駅北側に位置する景観誘導A地区、景観誘導B地区は本市の中心市街地として商業の活性化を図る重要な地区に位置づけており、建築物の最低限度の高さを10m以上としております。

この、景観誘導地区の高さ制限につきましては、建築物等の高さの最低限度を10mとする。つまり、「10メートル未満の建築物は建てられない」区域となっております。そこで、今回の変更案は都市施設及び高架の工作物内に設ける建築物等に関し、この高さの最低制限を適用除外とする緩和規定を設けます。

今回の建築物等の高さの最低限度の規制の緩和は、駅周辺の機能拡充や高架下空間の活用を阻害せず、知立駅直近部から街なかへ賑わいを誘導するために効果的であるため、妥当であると判断しています。

本件につきまして、5月7日から5月21日まで、都市計画変更の案の縦覧である17条縦覧を行いましたところ、縦覧者および意見書の提出はありませんでした。

これで、議案第2号の「西三河都市計画 知立駅周辺地区計画の変更」についての説明は以上となります。

【隅田会長】

事務局の説明が終わりました。何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いします。

【新美委員】

容積率だとかを緩和するということですか。そういう意味じゃないですか。

【事務局】

いや、容積率ではないです。平面図を見ていただくと赤枠で囲ってあるところに高さ制限があります。その高さ制限は10m未満の建物は建ててはいけなくなっています。

【新美委員】

10m以上は駄目だよという地区計画がありましたよね。

【事務局】

はい、あります。住宅系に多いです。今回は、この赤枠の景観誘導A地区及びB地区を高度利用する話になります。

【新美委員】

そういうことですね。容積率とかは変わらないのですか。

【事務局】

変わらないです。

【隅田会長】

高架下の話ですよ。

【事務局】

そうですね。ここの赤枠の部分に制限がかかっており、高架下に建てる建物が10mを超えられないので緩和します。当初の地区計画の範囲に高架下も入っていたということです。

【石原委員】

規制を外せば使えるようになるという意味ですね。

【事務局】

そうです。

【新美委員】

区域内には、10坪くらいの空地などもありますよね。そこは建つのかな。

【事務局】

建蔽や容積率の制限がありますが、10mを超える3階建て4階建てのものは建つと思います。

【新美委員】

僕は高いものは作らないといけないと思っているのだけど、10m以上のものを建てるのは無理だという面積しかない人に対してはどういう風にするのか。まだ、場所は調べてないですが。

【事務局】

区画整理区域内ですので、換地で土地をいただいている方は面積に応じた建築計画を立てていただいています。なので、換地計画が定まった段階で規制をかけさせていただいてまして、面積が割と少ないですが、そこでも十分10mの建物は建築可能だと判断して地区計画を立てています。お隣の方と共同して建物を建てられている方もいますし、各個人の土地利用の形になりますので、10mしっかり守っていただいて、割と高い建物が建ってきますので、しっかり高度利用地区、駅周辺にふさわしい都市利用が少しずつ進んでいると思っています。

【新美委員】

防災というか、火災の問題、時よりそういうニュースありますよね。そういうことを含めた対応ができるようになっていきますか。

【事務局】

このエリアは防火地域でもありますので、建築するときは窓や壁も防火にするようになっていきます。

【隅田会長】

他にご意見・ご質問はありませんか。なければ、質疑を終了し、これより採決に入ります。

議案第2号「西三河都市計画 知立駅周辺地区計画の変更」について、賛成の方は挙手をお願いします。

【各委員】

挙手（全員）

【隅田会長】

全員挙手により本議案は原案どおり「可決」とします。

つづきまして、議案第3号「西三河都市計画 八橋山田谷地区計画の新設」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第3号「西三河都市計画 八橋山田谷地区計画の決定」についてご説明します。はじめに、新設理由についてです。現在、知立市では宅地等の土地利用のニーズが高い状況が続いており、知立市都市計画マスタープランにおいて、人口増加の受け皿となる住宅地や、産業活動の拠点を確保していく」という方針を掲げています。その中で、市街化調整区域内に位置する「八橋山田谷地区」を居住促進地区と位置づけており、良好な住宅の立地誘導を図ることとしています。

しかしながら、市街化調整区域とは開発を抑制する区域ですので、必要以上の開発や無秩序な開発は防止する必要があります。そこで、この地区に地区計画を定め、あらかじめ建築物等の規制

をすることで、周辺の環境に配慮しつつ、郊外住宅地にふさわしい良好な居住環境を図ります。

まず、本地区の位置、規模についてご説明いたします。位置についてです。こちらの地区は三河八橋駅から1km圏内にあり、駅近の利便性があります。また、既存ストックである都市計画道路駒場牛田線を活用できること、南側の市街化区域に隣接していることから、地域活力の向上に貢献できる適切な位置にあります。

次に、区域についてです。当該地区の地区計画区域境界は、北側・南側は道路中心、西側は豊田市との市境、東側は土地の境界としており、明確な区域境界となっています。また、開発区域以外の既存住宅についても、地区計画の目標である概ね良好な住環境が整っているため、整形な街区として地区計画区域としています。

次に、計画している規模についてです。当該地区の面積は約1.2ha（地区整備計画区域 約1.0ha）、計画人口は99人としています。

最後にこの度の決定事項（案）の地区整備計画についてご説明します。まず、用途地域は、学校や公衆浴場などは除き、「第一種低層住居専用地域」レベルとし、建築物の高さは10mまで、敷地面積は、200㎡以上。また、壁面の位置の制限および垣またはさくの構造の制限は、先にご説明しました市内にある他の住居系の地区計画と同じとします。

次に、施設の配置等についてです。まず、道路は、防災上の観点から、区域外との接続を3ヶ所以上設置しています。次に、公園についてです。緑豊かな住環境づくりのため、開発面積の5%以上を確保し、区域南西部に作ります。次に、調整池についてです。土地の高低差等から、区域南西部に作る公園地下に設置します。雨水を一時貯留し、下流域への負担を軽減しています。

これらの地区施設として配置した施設は全て開発許可基準等を満たすものとなります。以上のことから、位置、区域、規模及び施設の配置等の全てにおいて、八橋山田谷地区計画は妥当であると判断しています。

本件につきまして、5月7日から5月21日まで、都市計画変更の案の縦覧である17条縦覧を行いましたところ、縦覧者3名、意見書の提出はありませんでした。これで、議案第3号の「西三河都市計画 八橋山田谷地区計画の決定」についての説明は以上となります。

【隅田会長】

事務局の説明が終わりました。何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いします。

【近藤委員】

現状の八橋町の山田谷方面ですが、朝、小学生が通学路で通る道とかもめちゃくちゃ狭いです。住宅はどんどんできて人は増えているのですが、道路環境が悪すぎます。大きい道に迂回すればいいのですが。小学生が歩いている細い道を車がぶんぶん走っていくわけです。こういう人が増えるわけなので、どう考えても車が増えますし、交通量は増えるのですが、こういう道路環境の整備を進めていただきたいと思います。もっと街なかの方を通れる道を整備したりだとか、大変難しいことは分かっているんですが、環境整備も進めていただけると助かります。

あと、紫色のミニバスも大変狭い道を通っていくのですれ違うことができないし大変な思いをしています。

【事務局】

地区計画というよりも、知立市全体の話となりますが、おそらく八橋町だと鎌倉街道の周辺の話だと思っています。こういう道が狭いところは山屋敷、西中町、上重原町、旧集落に多いんです。抜本的な解決方法といえば、区画整理が一番最適なんですけど、区画整理は皆さんの土地をご提供いただく、減歩いただきながら新しい道を作っていきます。それができないとなると、市道を拡幅していく形になるのですが、市道を拡幅するにも、その隣地の皆さんのご協力が必要です。皆さんのご協力があってまちづくりという形になっていくと思っています。

【隅田会長】

みなさんにご協力いただいて。

【事務局】

そうですね。皆さんの力が必要です。

【石原委員】

具体的にいつ頃からというタイミングを聞きたいです。

【事務局】

今日、都市計画審議会の後、地区計画条例を9月議会に諮りたいと思っております。こちらの審議も終わりました、可決されれば、議会終了は、本年度に限って10月中旬になるのですが、都市計画決定をします。

その後12月、遅くとも今年度末には開発業者にて整備に入っていきます。早ければ来年の今ぐらいにはもう整地が終了して、家も建ってくるわけです。

【石原委員】

そうすると、来年のこの時期の作付けっていうのはできないわけですね。その辺りの情報というのは農業委員会は知っていますか。

【事務局】

すでに、産業振興課とは調整しておりますが、農業委員会の方には直接は話していません。

【石原委員】

ここは調整区域だね。

【事務局】

そうですね。はい、青字ではない白字です。

【石原委員】

白地の調整区域なので農業委員会に案件確認がいきますね。

【事務局】

はい。

【近藤委員】

この北側のその道路の真ん中に赤い線がありますよね。その南側にまた赤い線があって、この道路のところはこの赤い線入ってないのは 何か理由があるのですか。

【事務局】

地区計画をかける範囲と開発行為の範囲が異なりまして、開発自体は道路を含まず、地区計画の範囲は道路のセンターまでとなっています。

【近藤委員】

そういうことなのですね。この右の下の方に家があるのですが立ち退きとかもあるのですか。

【事務局】

こちらの方は今のところ立ち退かないというふうに話を伺っています。

【近藤委員】

そういうことですね。

【隅田会長】

他にご意見・ご質問はありませんか。なければ、質疑を終了し、これより採決に入ります。 議案「第 3 号西三河都市計画 八橋山田谷地区計画の決定」について、賛成の方は挙手をお願いします。

【各委員】

挙手（全員）

【隅田会長】

全員挙手により本議案は原案どおり「可決」とします。

以上をもちまして、次第の「議事」を終了します。ご協力いただきまして、ありがとうございました。これで議長の役をおろさせていただきます。

【事務局】

隅田様、ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和 8 年度第 1 回知立市都市計画審議会を閉会いたします。

以上